告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所におい その関係図面は、 平成三十一年三月十五日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間埼玉県県土整備部道路環

平成三十一年三月十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相 原 秀 行

一般国道二百五十四号	路線名
和光市新倉五丁目二〇〇三番三地先から朝霞市大字根岸字下手町四八八番一地先まで 限る。)	供用開始の区間
平成三十一年三月十五日	供用開始の期日
平成四年十一月二十七日付埼玉県告で告示した道路予定で告示した道路予定である。	備考